

**東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会  
輸送デポ管理施設等整備工事  
(晴海三丁目車両待機場)**

**入札説明書**

2020 年 1 月

公益財団法人

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

# 目次

<b>1 競争入札に付する事項</b> .....	<b>3</b>
(1)件名 .....	3
(2)発注者 .....	3
(3)場所 .....	3
(4)業務概要 .....	3
(5)工期 .....	3
(6)入札方式 .....	3
(7)契約方式 .....	3
(8)その他 .....	4
<b>2 競争入札に参加できる者に必要な資格要件等</b> .....	<b>4</b>
(1)競争入札に参加できる者の構成 .....	4
(2)共同企業体に必要な要件 .....	4
(3)競争入札参加資格 .....	4
<b>3 入札手続きスケジュール</b> .....	<b>6</b>
<b>4 設計図書等の貸与に関する事項</b> .....	<b>6</b>
(1)設計図書等の貸与に必要な書類 .....	6
(2)設計図書等の貸与受付期間 .....	6
(3)資料貸与書類提出及び設計図書等の貸与場所 .....	6
(4)設計図書等の返却 .....	7
<b>5 入札参加資格申請書の提出に関する事項</b> .....	<b>7</b>
(1)入札参加資格申請に必要な書類 .....	7
(2)提出方法 .....	8
(3)申請受付期間 .....	8
(4)入札参加資格確認通知 .....	8
(5)入札参加の取り止め .....	9
<b>6 質疑及び回答</b> .....	<b>9</b>
(1)質疑の受付 .....	9
(2)提出方法 .....	9
(3)受付期間 .....	9
(4)回答方法 .....	10
(5)回答日時 .....	10

<b>7 入札に関する事項</b> .....	<b>10</b>
(1)提出書類 .....	10
(2)入札の実施.....	10
(3)入札日時 .....	10
(4)入札保証金.....	10
(5)開札日時 .....	11
(6)入札の無効.....	11
(7)落札者の決定.....	11
(8)契約言語・通貨.....	12
(9)契約保証金.....	12
(10)契約締結.....	12
(11)支払い条件.....	12
<b>8 落札者の情報の取り扱いについて</b> .....	<b>12</b>

## 1 競争入札に付する事項

### (1)件名

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会輸送デポ管理施設等整備工事  
(晴海三丁目車両待機場)

### (2)発注者

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以降、「組織委員会」という。）

### (3)場所

東京都中央区晴海三丁目 10 番

### (4)業務概要

独立行政法人 都市再生機構（UR）所有地を無償で借用し、大会関係車両（乗用車・バス）の待機場及び都営バスの待機場・転回場として整備し、供用期間中に発注者に一時貸与し（一部引渡しを行う部分を除く）、大会終了後、原状に復するものである。

本業務の対象は、輸送デポ施設を整備する（整地工事を含む）「工事施工業務」を主とし、そのほか、「維持管理業務」、「撤去・復旧工事業務」及び「統括管理業務」（以下、各業務を「各個別業務」という。）を含めた、競技大会のデポ整備に関わる一連の業務である。なお、本業務の受注者（以下、「受注者」という。）は各個別業務の管理または統括（以下、「全体管理」という。）を行い、各個別業務を実施すること。

### (5)工期

契約確定の日から 2020 年 9 月 30 日まで

### (6)入札方式

条件付一般競争入札とする。

### (7)契約方式

契約方式は、工事施工業務、維持管理業務、撤去・復旧工事業務及び統括管理業務を発注する工事請負契約方式とする。

## (8)その他

### ①適用法令等

本業務は、建築基準法、消防法、その他関係法令に基づき、実施すること。

### ②再資源化法

本業務は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた整備業務である。

## 2 競争入札に参加できる者に必要な資格要件等

### (1)競争入札に参加できる者の構成

共同企業体又は単体企業体であること。

### (2)共同企業体に必要な要件

①以下のいずれかの方式であること。

#### ア 共同施工方式

共同企業体の各構成員が、本業務について、共同して実施する方式

#### イ 分担施工方式

共同企業体の各構成員が、分担された業務を、それぞれ実施する方式

#### ウ 併用施工方式

共同企業体の各構成員が、各業務において、共同施工又は分担施工を併用する方式

②以下の条件を満たした共同企業体協定書が締結されていること。

ア 共同施工方式における代表企業は、出資比率が最大の者とする。

イ 分担施工方式及び併用方式における代表企業は、任意の者とする。

ウ 入札手続きは代表企業が行う。ただし、入札参加表明書の受付、設計図書等の貸与、質疑の提出はこの限りでない。

エ 共同企業体の構成員の変更は、発注者がやむを得ないと認めた場合のみ可能とする。

### (3)競争入札参加資格

①構成員が以下のいずれの者に該当しないこと。

ア 地方自治施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定を準用し、これに該当する者

イ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第

1543号)に基づく指名停止期間中の者

ウ 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の再生手続開始を申立てしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、組織委員会が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。)にある者

エ 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第992号)第5条第1項の規定による排除措置期間中の者

オ この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者(東京都建設工事等競争参加資格登録事項にいう「関係する会社」に当たる者)

## ②工事施工業務及び撤去・復旧工事業務を行う者に必要な要件

ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に定める経営事項審査(直近で、かつ、申請日時点で有効なもの)において舗装工事の総合評定値が600点以上であること。

イ 建設業法第3条の規定による特定建設業の許可を受けていること。

ウ 工事施工業務及び撤去・復旧工事業務期間中に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する配置予定技術者(建築工事)を、現場に配置できること。

(ア) 配置予定技術者は、申請書提出日において、雇用期間が3ヶ月以上あること。

工事着手日前に変更する場合は、変更申請した日において、雇用の期間が3ヶ月以上あること。

(イ) 配置予定技術者は、営業所の専任技術者でないこと。

(ウ) 共同企業体の各構成員の配置予定技術者は、工事着手日において他の工事に従事していないこと。

(エ) 本業務は、代理人と主任技術者(監理技術者)を兼務することができる。兼務を希望する場合は、資格確認申請時に兼務申請書(任意様式)を提出すること。

エ 工事施工業務及び撤去・復旧工事業務の期間は、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を現場に配置できること。ただし、同一の者が統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者の兼務はできないものとする。

なお、共同企業体の場合、ア及びイは代表企業に必要な要件、ウ及びエは構成員全体で満たす要件とする。

## ③その他

入札書提出までの間に、破産若しくは解散の場合、経営不振の状態に陥った場合、又は東京都から指名停止措置を受けた場合(以下、「経営不振の状態等」という。)においては、入札参加資格を取り消す。

### 3 入札手続きスケジュール

入札公表から契約締結までのスケジュールは、次に掲げる表のとおりとする。

入札公表	2020年1月15日(水)
設計図書等の貸与の受付	2020年1月15日(水)～ 2020年2月3日(月) 正午
質疑の受付 質疑の締切	2020年1月15日(水)～ 2020年2月7日(金) 正午
質疑回答の交付	2020年2月19日(水)
入札参加資格申請書の受付	2020年1月15日(水)～ 2020年2月3日(月) 17:00
入札参加資格結果通知	2020年2月5日(水)
入札日	2020年2月20日(木) ～3月4日(水) 正午
開札日	2020年3月4日(水) 15:00

### 4 設計図書等の貸与に関する事項

#### (1)設計図書等の貸与に必要な書類

- ①入札参加表明書【様式1】
- ②経営事項審査における経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書(直近で、かつ、申請日時点で有効なもの)の写し
- ③特定建設業許可証明書の写し

#### (2)設計図書等の貸与受付期間

2020年1月15日(水)から2020年2月3日(月)正午までとする。

#### (3)資料貸与書類提出及び設計図書等の貸与場所

「4(1)設計図書等の貸与に必要な書類」は、電子メールにより下記のE-mailへ送付すること。設計図書等の貸与日程調整は、送付された書類の記載内容の確認後、メールで行うものとする。

東京都中央区晴海 1-8-12 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーZ 棟 23 階  
公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会  
企画財務局 調達部 第四調達課  
E-mail [procurement-4@tokyo2020.jp](mailto:procurement-4@tokyo2020.jp)

メール送付の件名は下記のとおりとする。

「輸送デポ整備工事（晴海三）\_資料貸与書類送付\_会社名」

#### (4)設計図書等の返却

設計図書等は、入札締切時まで貸与した場所に返却すること。

なお、返却は、書留郵便、信書便（書留に準ずるもの）又はあらかじめ上記連絡先に連絡を行った上で、持参により返却すること。

## 5 入札参加資格申請書の提出に関する事項

### (1)入札参加資格申請に必要な書類

#### ①入札参加資格申請書【様式1】

#### ②入札参加資格要件等を満たすことを証明する以下の書類

ア 経営審査経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書（直近で、かつ、申請日時点で有効なもの）の写し

イ 特定建設業許可証明書の写し

ウ 2（3）②ウ及びエの施工実績を確認できる書類

・当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターが構築した工事実績情報システム（以下「コリンズ」という。）に登録されている工事の場合は、その工事に関するしゅん工事カルテ受領書又は竣工登録の登録内容確認書（コリンズへの登録により発行されたもの）の写しを提出すること。

・コリンズに登録されていない工事の場合は、その工事の契約書写し及び契約設計図書等の写しを提出すること。

#### ③配置予定技術者に関する注意事項及び提出書類

「監理技術者資格者証」の写し及び「監理技術者講習修了証」の写し（過去5年以内に受講したもの）

配置予定技術者を工事着手日前までに変更する場合は、工事希望票兼予定監理技術者等調書及



び「監理技術者資格者証」の写し及び「監理技術者講習修了証」の写しを提出すること。

④統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者に関する提出

統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者の統括または元方としての業務経歴等を確認できる経歴書等（任意様式）

⑤共同企業体に関する提出書類（共同企業体で参加する場合）

ア 共同企業体協定書の写し

イ 共同企業体構成員間における委任状（任意様式）

⑥持続可能性の確保に向けた取組状況について

参加を希望する者は、様式「持続可能性の確保に向けた取組状況について」【様式 2】に記載し、入札参加資格申請書に添付して提出すること。また、開札及び見積合わせ等の結果落札候補者となった者は、調達コードの遵守に関する誓約書を提出すること。なお、下記の URL より、「持続可能性に配慮した調達コード」を参照すること。

[\(http://tokyo2020.org/jp/games/sustainability/sus-code/\)](http://tokyo2020.org/jp/games/sustainability/sus-code/)

(2)提出方法

ビジネスチャンス・ナビ 2020 を通して申請すること。

【ビジネスチャンス・ナビ 2020 <https://www.sekai2020.tokyo/bcn/>】

また、入札参加資格申請書を下記の E-mail へ送付すること。

東京都中央区晴海 1-8-12 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーZ 棟 23 階  
公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会  
企画財務局 調達部 第四調達課

E-mail [procurement-4@tokyo2020.jp](mailto:procurement-4@tokyo2020.jp)

メール送付の件名は下記のとおりとする。

「輸送デポ整備工事（晴海三）\_入札参加申請書送付\_会社名」

(3)申請受付期間

2020 年 1 月 15 日（水）から 2020 年 2 月 3 日（月）17 時 00 分までとする。

(4)入札参加資格確認通知

この入札に参加する資格の確認結果は、申請した者に対して入札参加資格確認結果通知書により通知する。

なお、この入札に参加する資格がないとされた者については、同通知書にその理由を付記する。

通知日：2020年2月5日（水）

#### (5)入札参加の取り止め

入札参加資格申請書を提出した後、入札参加を取り止める際は速やかに、その旨を電子メールにより下記へ連絡すること。

東京都中央区晴海 1-8-12 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーZ 棟 23 階  
公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会  
企画財務局 調達部 第四調達課  
E-mail [procurement-4@tokyo2020.jp](mailto:procurement-4@tokyo2020.jp)

## 6 質疑及び回答

#### (1)質疑の受付

質疑は、質疑回答書【様式 3】により、本業務に関する質疑を受け付ける。

#### (2)提出方法

電子メールにより下記の E-mail へ送付すること。

東京都中央区晴海 1-8-12 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーZ 棟 23 階  
公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会  
企画財務局 調達部 第四調達課  
E-mail [procurement-4@tokyo2020.jp](mailto:procurement-4@tokyo2020.jp)  
メール送付の件名は下記のとおりとする。  
「輸送デポ整備工事（晴海三）\_質疑送付\_会社名」

#### (3)受付期間

2020年1月15日（水）から2020年2月7日（金）正午までとする。

#### (4)回答方法

入札参加資格を確認できた者全員に電子メールにより回答する。

#### (5)回答日時

2020年2月19日(水) 15時00分以降とする。

## 7 入札に関する事項

#### (1)提出書類

- ①入札書【様式4】
- ②積算内訳書(エクセルデータ)

#### (2)入札の実施

ビジネスチャンス・ナビ 2020 を通して入札を行う。

【ビジネスチャンス・ナビ 2020 <https://www.sekai2020.tokyo/bcn/>】

また、同時に書類データを電子メールにより下記の E-mail へ送付すること。

東京都中央区晴海 1-8-12 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーZ 棟 23 階  
公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会  
企画財務局 調達部 第四調達課  
E-mail [procurement-4@tokyo2020.jp](mailto:procurement-4@tokyo2020.jp)

メール送付の件名は下記のとおりとする。

「輸送デポ整備工事(晴海三) \_入札送付\_会社名」

#### (3)入札日時

2020年2月20日(木) から 2020年3月4日(水) 正午まで

#### (4)入札保証金

入札に参加する資格があると確認された者は、その見積った金額の100分の3以上の入札保証金を入札前までに納付しなければならない。ただし、次の①又は②の場合については、入札保証金の納

付を免除する。

- ①入札に参加する者が、保険会社との間に組織委員会を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、契約締結前にその保険契約に係わる保険証券を組織委員会へ提出したとき。
- ②入札参加資格確認結果通知書において、入札保証金の納付を要しないものとされたとき。

#### (5)開札日時

2020年3月4日（水）15時00分

開札の立ち会いを希望する者は、事前に電子メールにより下記へ連絡すること。

東京都中央区晴海 1-8-12 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーZ 棟 23 階  
公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会  
企画財務局 調達部 第四調達課  
E-mail [procurement-4@tokyo2020.jp](mailto:procurement-4@tokyo2020.jp)

メール送付の件名は下記のとおりとする。

「輸送デポ整備工事（晴海三）\_開札立会\_会社名」

#### (6)入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ①入札についての不正の行為があったとき。
- ②虚偽の申請を行ったとき。
- ③積算内訳書をあらかじめ作成していないとき又は組織委員会がこれの提出を求めた際に提出しないとき。
- ④その他、入札心得（東京都工事請負等競争入札等参加者心得）に違反したとき。

#### (7)落札者の決定

- ①落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上いた場合は、当該入札者のみで再度入札を行う。
- ②すべての入札金額が予定価格を超過している場合は入札参加者による再入札を行う。  
再入札においても、すべての入札金額が予定価格を超過している場合、最低価格提示者と減価交渉を行う。

#### (8)契約言語・通貨

契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

#### (9)契約保証金

落札者とされた者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結前までに納付しなければならない。ただし、次のいずれかの場合については、契約保証金の納付を免除する。

- ①落札者とされた者が、保険会社との間に組織委員会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、契約締結前にその保険契約に係わる保険証券を組織委員会へ提出したとき。
- ②落札者とされた者が、公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社との間に、組織委員会を被保険者とする保証契約を締結し、契約締結前にその保証証書を組織委員会へ提出したとき。
- ③入札参加資格確認結果通知書において、契約保証金の納付を要しないものとされたとき。

#### (10)契約締結

落札者決定後、組織委員会内における決定を受け、本契約を締結する。

#### (11)支払い条件

前払い：契約金額の40%（但し上限は3.6億円。10万円未満の端数は切り捨てる。）相当額を前払い金として、請求があった場合に支払いを行う。

一部しゅん工払い：大会前検査に合格し、工事施工業務の履行を完了した時には、一部しゅん工払いの請求を行うことができる。（工事施工業務に相応する契約金額の80%相当額）

### 8 落札者の情報の取り扱いについて

本業務についての落札者の情報（企業名、落札金額）は、開示する可能性がある。